

津波による被害の防止

防災課

平成23年3月に発生した東日本大震災をはじめ、我 が国はこれまで幾多の大地震とそれに伴う巨大な津波に よる被害を受けてきました。今後も、南海トラフ巨大地 震等による津波被害の発生が懸念されています。

津波による被害を防ぐため、強い揺れや、弱くても長 い揺れがあった場合には、すばやく、津波災害に対応し た指定緊急避難場所や高台などの安全な場所へ避難する ことが重要です。

津波による人的被害を軽減するためには、住民等一人 ひとりの避難行動が基本になることから、消防庁におい ては、平成25年3月に「津波避難対策推進マニュアル 検討会報告書」を取りまとめ、都道府県による津波浸水 想定の設定や、これを踏まえた市町村による指定緊急避 難場所、避難経路の指定などを含む津波避難計画策定の 取組を推進しているところです。

市町村における津波避難計画の策定率は着実に向上し ていますが、津波による被害を防止するためには、いざ というとき津波から円滑に避難することができるよう、 住民等が直接参画し、それぞれの津波避難の方法等を検 討しておくことも重要です。

このため消防庁では、

・津波避難計画を策定していない市町村においては早急 に津波避難計画を策定すること

・既に津波避難計画を策定している市町村においては内 容の充実を図ること

に加え、

- ・各市町村において住民参加による地域ごとの津波避難 計画の作成を促進すること
- ・都道府県においてはこれらについて助言のほか必要な 取組を実施すること

を要請しています。

地域ごとの津波避難の検討は、真に自らの命を守るこ とに直結するものであり、住民自らが策定するという心 構えが大切です。また、津波避難対策は、事業を営む民 間企業等の協力、支援、参画も得ながら、地域ぐるみで 実施することが重要です。実践的な訓練等を繰り返し、 その検証を通じて、不断に見直していくことで、より高 い実効性が得られるとともに、避難に対する意識の向上 が図られていきます。

実際に避難行動をとる住民一人ひとりが、「自分の命 は自分で守る」といった自覚を持ち、日頃から津波避難 訓練等を通じて防災意識の向上を図り、強い揺れや弱く ても長い揺れがあった場合には、直ちに海辺から離れ、 急いで安全な場所へ避難するという行動をとることが重 要です。

津波による災害の防止

地震が発生した時は「直ちに海辺から離れ、急いで安全な 場所へ避難する」ことが重要です。

→「自分の命は自分で守る」といった津波防災意識を高く もち住民一人ひとりが主体的に行動することが大切です。 ※地震発生後、短時間で津波が沿岸部に到達する可能性があります。



「揺れたら逃げる」

「警報を聞いたら逃げる」

津波避難誘導標識システムによる記載例

津波注意標識 津波注意 Warning







問合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 震災対策係 TEL: 03-5253-7525